オンラインによる事業実績等報告書のデータ提出について

令和３年度より、不動産鑑定業の事業実績等報告書提出について、一部オンライン（DATファイルのみ）による提出も受け付けることとなりました。

**正本・副本の提出（ご持参又はご郵送）は必須となります。**

**正本・副本のご提出が無い場合は、正式の受付とはなりませんのでご注意ください。**

　オンラインによってデータ（DATファイル）をご提出いただく場合の手順をご案内いたします。

1. **まず、東京共同電子申請システムよりデータをご提出ください。**

※操作方法については、システム内の案内に従ってご作業ください。

※データをシステム内で添付いただき。データを送信して提出いただきます。

※東京都住宅政策本部不動産鑑定業事業実績等報告書のページ内に、添付の方法を掲

載しております。合わせてご確認ください。

1. **データをご提出いただいた後、東京都にて適切に提出されているかを確認いたします。データの確認が完了次第、東京都より、「受付結果通知書」がメールで送付されます。**

**「受付結果通知書」の送付をもって、データ提出が完了となります。**

1. **データの提出完了後、正本及び副本を印刷し、ご提出（ご来庁又はご郵送）ください。送付に当たりましては、２．で送付された、「受付結果通知書」を正本及び副本と合わせてご提出ください。**
2. **正本及び副本を東京都が受領、記載内容を確認し、副本をお返しいたします。**
3. **正本、副本及びデータ、全てが東京都へ提出されたことをもって、不動産の鑑定評価に関する法律第２８条に定める、事業実績等報告書の提出完了となります。**

＜ご注意＞

・データのオンライン提出につきましては、システムの都合上、ご提出いただいた日から若干の日数を経て確認作業が可能となりますので、その点ご留意ください。

・オンライン提出をご利用いただく場合の連絡、補正等指示は基本的に電子メールを利用し、提出完了の「**受付結果通知書**」の**確認方法の案内もメール**で送付されます。適宜、電子メールを必ずご確認いただきますようお願いいたします。

**◎オンラインによるデータ提出完了後に、正本及び副本をご提出いただけない場合は、正式な受付とはならず、督促等の対象となりますので、必ずご提出ください。**